

平成二十四年二月三日受領  
答 弁 第 七 号

内閣衆質一八〇第七号

平成二十四年二月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出緑化の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出緑化の推進に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、緑化は、二酸化炭素の吸収作用の強化、自然環境の保全、都市における生活環境の改善、良好な景観の形成、水源の涵養<sup>かん</sup>、都市における防災性の向上等、国民生活に様々な恩恵をもたらしている  
と認識しており、多様で健全な森林及び緑地の整備等の国土の緑化を積極的に推進しているところである。

三について

東日本大震災による被害を受けた地域における樹木の再生については、津波被害を軽減する機能を有する都市公園の整備等に係る東日本大震災復興交付金及び海岸防災林の整備に係る治山事業による支援措置を講じているところであり、今後とも、当該地域の本格的な復興を適切に支援してまいりたい。

四及び五について

政府としては、道路の緑化は、道路利用者等への快適な空間の提供、景観の向上、地球温暖化対策等の観点から重要であると考えており、各道路管理者が、景観、管理の難易度、経済性等を総合的に勘案し、各地域の特性に応じて街路樹の整備等を積極的に推進しているところである。

お尋ねの「植物による整備とコンクリートによる整備の割合の推移」については把握していないが、道路の緑化による二酸化炭素の吸収効果を算出するため、道路緑化樹木の本数の推移については把握しているところである。

六について

道路の緑化については、従来から分離帯、道路の法<sup>のり</sup>面、歩道等において推進しているところであり、また、昭和五十七年には、一定の道路には原則として植樹帯を設けるものとする道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の改正を行うなど、道路の緑化を積極的に推進しているところである。